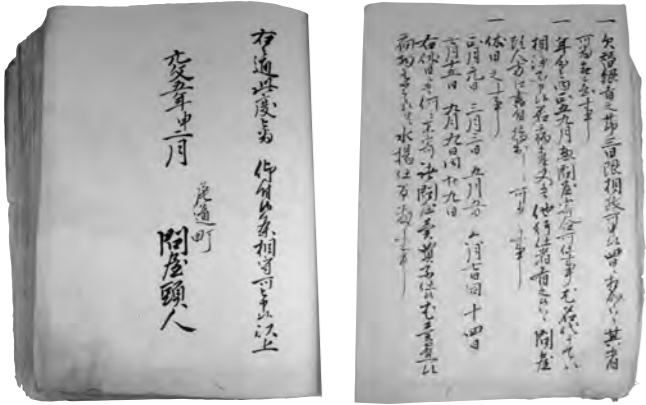


問屋頭人からの十七ヶ条の覚え(問屋掟)十五条から十七条『問屋年誌』



(尾道商工会議所所蔵)

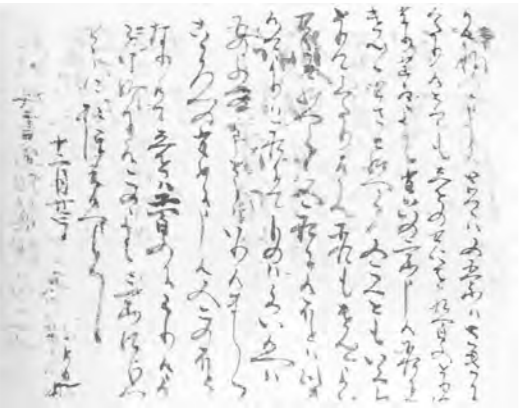
一 欠(為)替銀有之節 三日限相改め申すべく候
 四日に相成候はば其者無念に為すべき事
 年分の内正、五、九月惣問屋寄合ひ仕るべき事
 尤も名代にては相済み申さず候 若し病氣又は
 他行仕る者有之候はば問屋頭人方へ書付差出し
 申すべき事
 一 休日の事
 正月元日 三月三日 五月五日 六月七日 同
 十四日 七月十五日 九月九日 同廿九日 同
 右休日には何によらず諸問屋売買仕らず候 尤
 も売り置き候荷物有之候とも水揚げ仕る間敷事
 右の通此の度仰付けさえられ候条 相守り申
 さるべく候
 一 元文五年申二月 以上
 一 尾道町
 一 問屋頭人

* 読下し文は紙面の都合により改行しています。

為替銀は三日を限度とすること。一、五、九日に惣問屋の寄合いを行うこと。一月一日、三月三日、五月五日、六月七日、六月十四日、七月十五日、九月九日、九月二十九日は定休日と定め厳守すること、などが記されている。

(※現在の祇園祭りは、七月の最終土曜日に行われる住吉花火まつりの前の週の土曜日に行われている。)
 業者間の秩序を守り、無用の摩擦を避けることを目的として1740(元文5)年に出されたことが記されている。問屋頭人は惣問屋の役員の存在の人物で、町年寄りも兼務していたと思われる。芸州藩(広島藩)が公認問屋株仲間設立以前より尾道は問屋の組合的なものが存在していたことが注目される。

歌島左衛門二郎宛書状(反故裏経紙背文書)



(原本) 鎌倉時代後期 (原資料) 厳島神社 (複製) 広島県立歴史博物館

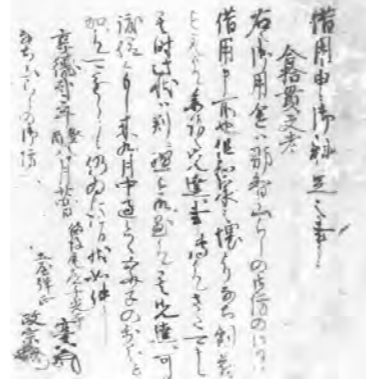
かさねて申候、さて八又五郎ハさきに
 下り候とても、しをのせにを九百文とりて下たりたるよし、たかいの二郎申候、それに□
 けんくせさせ給へく候、又こんともいくらとりてくり候らん、それもけん□よ□
 せさせさへ給へく候、又これに候ほとハつき候てよりハ、これにてものかい候へハ
 そのふんのようにとうハいり候ましく候、こころへのために申候、又このほとに
 なり候て、しをハ二百文にうり候よし
 うけ給り候、このよし三郎左衛門せうにおほせ候へく候
 十二月廿四日
 さへもん二郎□□ たうにん(花押)

* 読下し文は紙面の都合により改行しています。

京都にいる道忍から歌島(尾道市向島町)の左衛門二郎に宛てた書状である。道忍は歌島公文の雑掌であったと考えられる人物で、京の市で塩が二百文で売られていることを伝え、早く塩を買い入れて送るよう伝えている。塩が重要な商品として流通し、在地の側が塩相場の動向に敏感であったことがわかる。

備後国尾道千光寺空真料足借券

(原本) 享徳二年(1453) (原資料) 千光寺 (複製) 広島県立歴史博物館



借用申御料足之事
 合拾貫文者
 右の御用途ハ、那智山らうの御坊にて候□、
 借用申所也、但和泉之堺よりなち割符を取候て、参詣の先達ニ事伝候て、さか可申候、其時達ニ状ハ判に点を御懸け候て、其先達に可渡給候、もし来九月中過候ハ、五文字の利分を、仍為後日状如加候て可進之候、
 享徳式年癸八月廿四日 酉
 備後尾道千光寺 空真(花押)
 土屋弾正 政宗(花押)
 なち山らうの御坊へ

* 読下し文は紙面の都合により改行しています。

熊野那智山(和歌山県)に登った尾道千光寺の僧空真と土屋弾正政宗が廊之坊で銭十貫を借り、返済については堺から為替で送金したことを伝えた文書である。この文書からは、堺と那智との間で「なち割符」を介した金融取引が行われていたことがわかる。尾道の僧空真も利用した為替は、鎌倉時代以来行われた決済方法であるが、為替、替銭、替米と称して手形を割符と呼び行われた。尾道など北前船の寄港地では為替が使われていた。

●●「今昔物語」鍛冶屋町のなごり●●

江戸時代の名刀工「其阿弥」の居住地が尾道にあり、十四日元町が尾道の鉄産業発祥の地であった。明治時代には刀に代わり鍬や鍬などが生産され、最近まで続いていた。



(写真提供; NPO法人尾道文化財研究所)

尾道商業会議所記念館〈第2回企画展示解説〉

(2006年8月~11月)

テーマ「自治都市 尾道」

江戸時代(1603年~1867年)に入ると西廻航路が開発され、尾道は中・四国の玄関港のみならず、北前船によって北日本の物産がもたらされ、再び活気づく。尾道からは特産の塩・鰯・酢・綿などを積んで出航した。この北前船の寄港によって、尾道はまさしく「芸州藩(広島藩)の台所は尾道」となったのである。町の治安は当初、5人の町年寄と12組60人の月番制行司による自治行政が行われ、堺・京都・博多などと同様な商人による自治都市的な組織が形成されていった。1715(正徳5)年、町奉行所が置かれ年寄一組頭一月行司が公的性格をもつようになり、公的権力を利用し、1740(元文5)年に「問屋掟」を発表して、町年寄職を独占する商人もあらわれてきた。「掟」は、問屋相互間の取引を円満にし、その紛争防止が目的で町奉行の命令を基にしたものを問屋頭人の名で発表したものである。これは当時の尾道奉行平山角左衛門が、以前からの商人の慣行を定文化したものであった。

1715(正徳5)年、問屋は55軒であったが、1740(元文5)年には、66軒となった。1764(明和元)年、藩札の価値が暴落し、尾道で商業活動ができなくなり、浜商人は結束して問屋座会所をつくり、商業活動の建て直しをはかる。問屋仲間の利益代表機関として、同業者が共同自治制を行った。これにより尾道浜商人の信用も回復し、再び活況を呈するようになる。1766(明和3)年に「株仲間」が創設され、「いろは四十八」にちなみ、その数を48軒に限定し、1780(安永9)年には問屋座の定法を定めている。

商人の台頭

1169(嘉応元)年、尾道は後白河院領備後国大田庄の倉敷地に指定され、瀬戸内海屈指の港町へと発展していく。その後、全国主要な港町同様に尾道にも「梶取り」・「問丸」など運送を主とする業者が生まれ、大田庄に加え、他領の年貢米輸送にも携わり、京都・堺や博多などと中国地方を結ぶ重要な港湾都市へと育っていった。

室町時代(1338年頃~1573年頃)、備後国守護の山名氏が勘合貿易(外国貿易)の港として尾道を活用する。この貿易で活躍した尾道船籍の船は45隻にのぼっている。山名宗全が亡くなったのち、毛利氏が支配を強め、毛利氏の息のかかった豪商が尾道に移り住む。その代表が渋谷氏(大西屋)、小川氏(笠岡屋)、葛西氏(泉屋)である。笠岡屋と泉屋は1595(文祿4)年に尾道の代官に任命され、尾道の町を支配した。大西屋は沼隈郡(現福山市)5カ村の支配が認められている。ここで名実ともに尾道は商人によって政治・経済が動かされることとなる。

中世の遺跡 尾道遺跡発掘調査の写真

中世の遺跡「尾道遺跡」の発掘調査で出土した甕。商店の跡だったと思われる。(尾道市久保二丁目)※中世〔鎌倉時代~室町時代(1185年~1573年頃)〕



(写真提供; 広島県立歴史博物館)

慈観寺

天保の飢饉の時、時の豪商灰屋吉兵衛が個人で住民救済事業(いわゆる失業対策事業)として本堂を再建した寺院。



(写真提供; NPO法人尾道文化財研究所)

文化絵図

1812(文化9)年に描かれた、尾道とその付近の絵図。



(写真提供; NPO法人尾道文化財研究所)

大正時代の尾道

大正時代につくられた尾道の絵葉書。



(写真提供; NPO法人尾道文化財研究所)

現在の尾道

文化絵図、大正時代の絵葉書と同じ位置の尾道。



(写真提供; NPO法人尾道文化財研究所)

中国の銭

日明貿易で使われた古銭 1964(昭和39)年、尾道市木ノ庄町から発見された53種7,545枚の中国の古銭(7~14世紀)。



(尾道市教育委員会所蔵)

尾道の刀と鐔

尾道でつくられた短刀。銘は、「備州住辰房實重」とある。鐔は、尾道の刀鍛冶、其阿弥の作。尾道は鉄のまちとしても隆盛を誇っていた。やがて刀鍛冶の技術は、尾道鍬、尾道プロペラ(スクリュー)へと転化していった。



(株式会社山崎清春商店所蔵)